

記載例

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 東神楽町長

記入にあたって不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください
 東神楽町教育委員会こども未来課
 電話：0166-83-5816（平日・午前8時30分～午後5時15分）

<p>【申請にあたって同意していただく事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

※ご注意ください※

- ◇申請書は楷書で丁寧に書いてください。
- ◇申請書はボールペン等の消えない筆記具で書いてください。こすると消えるペンや鉛筆での申請は受け付けられません。
- ◇書き損じた場合、二重線を引き、訂正印を押してください。グシャグシャと塗りつぶしたり、修正テープは使わないでください。
- ◇提出する際、記載されている全ての個人番号（マイナンバー）の確認をします。マイナンバーを確認することができる書類（※）を持参してください。
- ◇提出にいられた方の本人確認をします。運転免許証等の本人確認ができる書類を持参してください。
- ◇提出時に書き間違いが発見される可能性があるため訂正印（認印可）をご持参ください。

※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票等

【ご注意ください】

※ この申請書は認可外保育施設等に係る施設等利用給付を希望する場合（幼稚園等を利用する場合を含む）であって、両親の就労等により、保育の必要性がある3歳児～5歳児クラスの子も【第2号】若しくは両親の就労等により、保育の必要性がある0歳児～2歳児クラス（満3歳児クラスも含む）の子もで両親ともに住民税が非課税【第3号】に該当するときに使用してください。

提出日	令和〇年〇月〇日	認定希望日（施設利用開始日）	令和7年4月〇日
保護者	ふりがな	とうしん いちろう	申請子どもとの続柄
	氏名	東神 一郎 印	父
	居住地	〒 071 - 1501 東神楽町南1条西1丁目3番2号	
	現住所が町外の場合 町内転入後の住所	〒	
日中の連絡先（電話番号）* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。			
	① 0166-83-5816	② 090-1234-5678	③ 080-1234-5678
申請子ども	ふりがな	とうしん たろう	現住所
	氏名	東神 太郎	〒 -
			申請者と異なる場合のみ記載
			生年月日 平成 令和 2 年 4 月 3 日
認定種別	<input type="checkbox"/> 【第2号】申請子どもは、認定希望日時において3歳児～5歳児クラスに属している <input checked="" type="checkbox"/> 【第3号】申請子どもは、認定希望日時において0歳児～2歳児クラス（満3歳児クラスも含む）に属し、かつ、両親ともに住民税非課税である		

- ← 日付は窓口に提出される日を記載してください。認定希望日は施設の利用を開始した日を記載してください。
- ← 住所は東神楽町内の住所を記載してください。転入見込の方は申請時点での住所を記載してください。
- ← 日中、連絡の取れる順に番号を記載してください（記載内容等に不備があった場合などにご連絡をすることがあります）。
- ← 未移行幼稚園などに通園している方で、2号・3号のいずれにも該当しない方は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30の4第1号）」の提出を必要としますので、ご注意ください。

■申請子ども以外の「生計を一にする同居者」全員を記載してください（「保護者」の欄に記入した方も重複して記載してください）。

※個人番号（マイナンバー）は、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

生計の中心者の番号に○を付けて下さい	ふりがな	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定 又は障害者 手帳
	①	とうしん いちろう 東神 一郎	父	個人番号 123456789012 大正 昭和 平成 令和 62 年 10 月 1 日	株式会社●●商事
2	とうしん はなこ 東神 花子	母	個人番号 234567890123 大正 昭和 平成 令和 62 年 12 月 9 日	有限会社●●通運	<input type="checkbox"/> 有
3	とうしん ももこ 東神 桃子	姉	個人番号 大正 昭和 平成 令和 29 年 月 1 日	東神楽小学校	<input type="checkbox"/> 有
4			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6	生計の中心となる方（各世帯で1人）に○をしてください。		個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
8			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

- ← 父母及び支給認定（入園）を希望する子ども以外のご家族について記載してください。「続柄」については支給認定（入園）を希望する子どもから見た関係（兄、妹、祖父等）を記載してください。記載するのは、生計を一にするご家族全てです。※同居しているが、生計は別である方は記載不要です。※記載欄が不足する場合はご相談ください。※個人番号（マイナンバー）については、父母以外に家計の主宰者となる方（例：支給認定（入園）を希望する子どもから見て祖父となる方が父母を含めた家族を養っている場合）がいる場合は記載してください（支給認定（入園）を希望する子どもから見て兄弟姉妹である方の個人番号（マイナンバー）の記載は原則不要です）。

<必ず裏面も記入して下さい>

■幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな	●●ようちえん	所在地	〒 003 - 0001 市 0166 (99) 1234
施設名	●●幼稚園	所在地	●●町1条1丁目▲番▲号

幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）などを利用する場合は、利用している（予定を含む）施設の情報を記載してください。
 ※幼稚園等以外の施設を利用する場合（認可外保育施設等の利用）の場合は記載の必要はありません。

■認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	利用する サービスの種類	所在地	利用開始予定日
●●●ほいくしよ ●●●保育所	① 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 4. 子育て援助活動	〒 003 - 0002 ●●町3条9丁目▲番▲号 TEL:0166 - 99 - 2345	令和7年4月●日
●●し こどもさぼーとせんたー ●●市こども サポートセンター	1. 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 ④ 子育て援助活動	〒 003 - 0002 ●●市3条通12丁目■番●号 TEL:0166 - 99 - 3456	令和7年4月●日
	1. 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 4. 子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

※記載例では上の欄（■幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する（予定含む）方は記入して下さい。）・下の欄（■認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定含む）方は記入して下さい。）双方に記載がありますが、実際に提出する際には上の欄・下の欄のいずれかにのみ記載するようお願いいたします。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業などの普段利用する見込みのある施設等に関する情報を記載してください。
 ※上の欄を記入しなかった方のみ記載してください。

■父母の住所（課税自治体）を記入して下さい。

認定希望日時点における 本年1月1日現在の住所	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日時点における 前年1月1日現在の住所	(父親)	北海道札幌市 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)	東京都文京区 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

保育料算定等に必要となるため、住民票の登録がどこにあったのかお伺いします（都道府県名および市区町村名まで）。
 【例：令和7年4月1日に入園を希望する場合】
 保育の開始を希望する日時点における本年1月1日現在の住所：令和7（2024）年1月1日時点で住民登録のあった自治体
 保育の開始を希望する日時点における前年1月1日現在の住所：令和6（2023）年1月1日時点で住民登録のあった自治体を記載してください。

※ 個人番号（マイナンバー）にて住民税額等を確認させていただきますが、状況に応じて市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など）の提出をお願いする場合があります。

■保育を必要とする理由に応じて記入して下さい（父母それぞれ該当するものに○をしてください）。

保育を必要とする理由	父親の 状況	母親の 状況	保育の必要性を確認する書類 ※「◎」印のあるものは東神楽町に所定の様式があります
1 【就労】 月48時間以上就労することを常態としている方が対象となります	○	○	法人等にお勤めの方… ・就労（内定）証明書 ◎ 農業をされている方、自営業を営んでいる方… ・自営業就労申立書 ◎
2 【妊娠・出産】 認定の有効期間は産前6週間から産後8週間が経過する翌日が属する月の末日まで	—	—	・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・母子健康手帳の写し 出産予定日が記載されているページの写しをご用意ください
3 【疾病・障がい】 保護者が疾病・障がいにより保育をすることが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 疾病がある方… ・診断書（通院・入院証明書でも可） 障がいがある方… ・手帳の写し（障がいによる手帳の交付を受けている場合） ・診断書（通院・入院証明書でも可）（それ以外の場合）
4 【介護・看護】 保護者が介護等を行っており保育をすることが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・介護が必要であることがわかる書類 例：診断書、通院（入院）証明書等
5 【災害復旧】 震災等の復旧にあたっている方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・り災証明証
6 【求職】 認定の有効期間は認定された日から90日間を経過する日が属する月の末日まで			・就労予定申立書 ◎
7 【就学】 保護者が学校（職業訓練を含む）に在学中の方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・在学証明書 入学予定の場合は合格通知書の写しをご用意ください
8 【虐待・DV】			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 関係機関への照会を行い確認をします
9 【育児休業】			・就労（内定）証明書 ◎
10 【認可外保育施設の利用を希望】			・保育所等利用申込等の不実施に係る理由書 ◎
11 【その他】			状況に応じ、ご案内しますのでお問い合わせください

保育を必要とする理由について確認します。
 2号・3号認定を申請される方については父母それぞれで該当する事由（複数ある場合は最も当てはまる事由）に「○」をつけてください。

本申請書と併せて該当する事由の右側の欄に「本申請書と併せて提出すべき書類」を掲げていますので、それらの書類も一緒に提出するようにしてください。
 ※就労（内定）証明書等で勤務先の都合（本社へ郵送しなければ証明してもらえない等）により提出が著しく遅れるような場合は事前にご相談ください。
 ※記載にあたり、判断に困る場合はご相談ください。

※ 申請書と併せて提出すべき書類は父母それぞれ必要となります（例：両親ともに【就労】に該当する場合、それぞれ勤務先に就労証明書を記載してもらい町へ提出していただくことになります）。